

大学生協東京地区統一労働組合 慶弔見舞規定

第1章 総則

(目的・適用範囲)

第1条 この規定は、生協労連大学生協東京統一労働組合（以下統一労組と略）の労働組合員（以下組合員と略）及びその家族に対する見舞金の贈呈について定める。

(種類)

第2条 見舞金の種類は次の通りとする。

1. 生協労連共済に定める給付金
2. 死亡香典・供花
3. 定年退職記念品企画
4. その他見舞金

(執行責任)

第3条 本規定にさだめる見舞金の執行については中央執行委員会書記長がその任を負い、執行後速やかに統一労組中央執行委員会に報告する。

第2章 生協労連共済に関する事項

(生協労連共済に関して)

第4条 生協労連共済に関しては、生協労連共済規約および運営細則に沿って、制度運用することとする。

2. 共済給付対象になるのは、次の内容とする。

月額掛金100円型

- 披共済者の慶事のお祝い金・弔辞のお見舞金と休業見舞金、退職餞別金、住宅災害見舞金を給付する制度とします。
- 給付種目は5種類とします。

<給付内容……月額1口あたり>

給付種目	共済事由の区分		共済金額
お祝い金	結婚	本人が結婚（法律上結婚）した時	20,000円
	出産	本人および配偶者が出産した時	8,000円
	小学校入学	子供が小学校に入学した時	3,000円
死亡弔慰金	本人が死亡した時		30,000円
	配偶者が死亡した時		20,000円
	子供が死亡した時		10,000円
	本人および配偶者の両親が死亡した時		5,000円
住宅災害見舞金	火災等	全焼損	100,000円
		半焼損	90,000円
		一部焼損	30,000円
	自然災害等	全壊・流失	30,000円

		半壊	15,000円
		一部壊	3,000円
		床上浸水	3,000円
休業見舞金	休業14日以上		3,000円
	休業30日以上		5,000円
	休業90日以上		10,000円
餞別金	退職	本人がこの共済に加入してから3年以上経過してから退職により脱退した時	5,000円

3. 月額掛金（1口1000円）の口数については、次の通りとする。

正規労働者、正規再雇用職員・・・・・・・・4口

上記以外の職員・・・・・・・・1口

第3章 死亡香典・供花

(香典・供花)

第5条 組合員またはその親族が死亡したときは、次のお見舞金を贈呈する。

1. 本人 1対の柩または1本の花輪および弔電
2. 配偶者 1対の柩または1本の花輪および弔電
3. 1親等（血族の父母及び子、姻族の父母） 1対の柩または1本の花輪および弔電

第4章 定年退職記念品企画

(定年退職記念品企画)

第6条 定年退職を迎える組合員に、長年の労組活動への貢献に対して記念品を送り、慰労と感謝の気持ちを表すために、労働組合から記念品を贈呈する。

2. 記念品は本人が希望するものとして内容に制限は設けない。金額は70,000円(税込)までは労働組合で補助することとする。
3. 贈呈対象は、定年退職および定年退職扱いで退職される正規職員の組合員を原則とする。なお、対象者の確認は中央執行委員会で行う。
4. 第2項で定めた上限金額には、第4章第2項で定める「餞別金」が含まれるものとする。ただし、定年退職日に本人がこの共済に加入してから3年未満の場合は、餞別金に相当する金額を労組財政から充当することとする。

第5章 その他見舞金

(その他見舞金)

第7条 組合員が天災その他の災害を受けたときは、統一労組中央執行委員会の判断で見舞金または見舞品を贈呈することがある。

第6章 附則事項

(請求)

第8条 組合員は所属する支部の会計担当者または書記長に慶弔見舞金の支給の申請を原則 2 ヶ月以内に行うものとする。慶弔見舞金請求の事由が生じてから2年を経過した場合、組合員は請求権を失うものとする。但し、やむを得ない事情によると執行委員会で判断した場合はこの限りではない。

(規定の改廃)

第9条 この規定を改廃する場合は、中央執行委員会の議決を要する。

(付則)

第10条 本規定は2012年9月22日から発効する。

2012年9月22日 発効
2017年7月30日 一部改定
2017年10月28日 一部改定